

第62回 定時株主総会 招集ご通知

TAKAMAZ
高松機械工業株式会社

証券コード 6155

開催日時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時

開催場所 石川県白山市西新町152番地7
グランドホテル白山2階
グロリーホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、
当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

株主総会ご出席者への「お土産」の配布は、取り
やめさせていただきます。ご理解賜りますよう
お願い申し上げます。

書面及びインターネットによる議決権行使期限



2023年6月28日（水曜日）
午後5時まで

CONTENTS

第62回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 当社株式等の大規模買付 行為に関する対応策(買収 防衛策)の継続の件	
第4号議案 監査役3名選任の件	
事業報告	26
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告書	50

証券コード 6155
2023年6月14日
(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

株 主 各 位

石川県白山市旭丘1丁目8番地
高松機械工業株式会社
代表取締役社長 高松 宗一郎

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第62回定時株主総会招集ご通知」及び「第62回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.takamaz.co.jp/ir/shareholdermeeting/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご来場に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただくことも可能となっております。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日(水曜日)営業時間終了の時(午後5時)までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 石川県白山市西新町152番地7
グランドホテル白山2階 グローリーホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第62期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件

4. その他招集に当たっての決定事項

議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

なお、株主總會終了後に、株主各位の当社に対するご理解をより深めていただくため、近況報告会を30分程度開催する予定でございます。

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項は、各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。また、当該ウェブサイト記載事項は、監査役及び会計監査人の監査の対象に含まれております。
 - ・事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内



● 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご記入いただき、郵送にてご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月28日(水曜日)午後5時到着分まで



● インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にて、議案の賛否をご入力の上、ご送信ください。

行使期限 2023年6月28日(水曜日)午後5時受付分まで



● スマートフォン・タブレット端末による議決権行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取り、表示されたURLを開き、画面の案内に従って議案の賛否をご入力の上、ご送信ください。

行使期限 2023年6月28日(水曜日)午後5時受付分まで



● 株主総会当日のご来場による議決権行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。



※書面とインターネット(パソコン又はスマートフォン・タブレット端末)により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様のご期待にお応えすべく、当期の業績、今後の事業展開並びに配当性向等を総合的に勘案いたしまして、安定した配当を継続的に実施していきたいと考えております。

また、将来にわたる株主の皆様への利益を確保すべく、企業体質の強化をはかるため、内部留保の確保にも努める所存であります。

これにより、以下のとおり期末配当及びその他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円 総額97,487,892円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当は、1株につき金15円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 ①～⑩ (省略) (新設) <u>⑪</u> 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。 ①～⑩ (現行どおり) <u>⑪</u> 古物営業法に基づく売買 <u>⑫</u> (現行どおり)

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件

当社は、2008年5月9日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に規定される「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます)を決定し、同年6月26日開催の当社定時株主総会において買収防衛策導入に関する定款変更議案及び「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」をご承認いただきました。その後、有効期限ごとに一部内容を改定しつつ(以下、改定後の現内容を「現行プラン」といいます)当社定時株主総会にて株主の皆様にご承認いただき、買収防衛策を継続してきました。

現行プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までとなっております。当社は、関連制度の変更、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等を勘案し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上するための方策の一つとして現行プランの継続の是非を含め、その在り方について検討を行ってまいりました。かかる検討の結果、2023年5月22日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針を維持することを確認し、現行プランに所要の修正を加え、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下、「本プラン」といいます)を以下のとおりとした上で、本定時株主総会に付議し、株主の皆様のご承認が得られることを条件に継続することを決定いたしました。

なお、現行プランからの主な変更点は、次のとおりです。

- ① 対抗措置発動により新株予約権の無償割当をする場合、新株予約権の行使を認められない者が保有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨の明記
- ② その他語句の修正や一部文言の整理等

本プランの対象となる当社株式等の大規模買付行為とは、特定株主グループ〔注1〕の議決権割合〔注2〕を20%以上とすることを目的とする当社株式等〔注3〕の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます)のことをいいます。

また、本プランを決定した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、いずれの監査役も、本プランの具体的運用が適正に行われることを

条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

なお、当社取締役会開催日(2023年5月22日)現在、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。また、2023年3月31日現在の当社株式の状況は別紙4のとおりです。

つきましては、株主の皆様にも本プランを継続することのご承認をお願いいたしたいと存じます。

[注1] 特定株主グループとは、

- ① 当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます。以下同じとします)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします)又は、
- ② 当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます)を意味します。

[注2] 議決権割合とは、

- ① 特定株主グループが、上記[注1]①に記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします)も加算するものとします)又は、
- ② 特定株主グループが、上記[注1]②に記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます)の合計をいいます。各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

[注3] 株式等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

1. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株式公開会社として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、株主に買取内容を判断するために必要となる合理的な情報・期間を十分に与えることなく、一方的に大規模買付行為を強行する動きが顕在化しており、これら大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものも散見されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーとの信頼関係を理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案、又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような提案に対して、当社取締役会は株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のご判断のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記 I の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

1. 企業価値・株主共同の利益の向上のための取り組みについて

当社は、1948年に織機メーカーの下請けとして個人創業後、工作機械の自社ブランド製品を開発したことで工作機械事業に進出し、1961年に会社を設立して以降、工作機械及び周辺装置の製造・販売を主要な事業として発展してきました。

当社の経営理念は、

『 高松機械は「社会に貢献」する。
お客様には、安全でメリットのある商品を
従業員には、生活の安定と希望を
株主には、適切な配当を
提供すると共に、協力企業とも共存共栄の精神をもって、
社会の発展に積極的に貢献する。 』

であります。この経営理念と、「お客様に稼ぐ機械を提供する」ことをモットーとして、これまで成長を続けてまいりました。

機械単体の標準機を販売するのではなく、お客様のニーズに細かく対応し、当社からも適切な加工方法などの提案を行うことで、コストパフォーマンスや使い勝手に優れた自動化された製品群をお客様に提供し続けることが当社の企業価値の源泉であり、「挑戦し、成長し続ける企業」として、たゆまぬ努力を重ねていくことが当社の企業価値を向上させることであると考えております。

当社グループは持続的成長を志向し、2022年度を初年度とする3カ年の新中期経営計画「中期計画2024」を策定し、企業価値向上に向けた取り組みを進めております。

中期計画2024では、経済、社会等の外部環境が大きく変化していく中でも、フラッグシップ・ファクトリー(旗艦工場)であるあさひ工場の操業開始を起点として、更なる成長を遂げるため、『チェンジ! チャレンジ! 2024! 当たり前を「変える」、新しいことに「挑戦する!』を基本方針とし、「加速する事業環境の変化への対応」「工作機械事業の質的転換」「収益構造の改善」「経営基盤の強化」「サステナビリティの実現」の5つの主要戦略を推進しております。

「加速する事業環境の変化への対応」では、当社グループが目指す未来の到達点の一つとして創業90周年(2038年)を想定し、成長シナリオを描くためのチェンジ・チャレンジを進めております。

「工作機械事業の質的転換」では、コア事業である工作機械事業において、従来と異なる取り組みや製品などによって、新しい価値を提供することで、市場開拓・シェア拡大をはかっております。

「収益構造の改善」では、設備投資、従業員、株主に対する適切な分配を行うための原資を稼ぐ力をつけるとともに、付加価値の高い製品開発、販売体制の強化、生産性の更なる向上をはかっております。

「経営基盤の強化」では、持続的に成長していくために、人材への投資を進めるとともに、工作機械事業や新規事業の売上高拡大をはかっております。

「サステナビリティの実現」では、サステナビリティ基本方針「TAKAMAZは、常に挑戦し続けるモノづくりを通じて、企業価値の向上と持続可能な社会の実現に貢献します。」を制定し、SDGs、ESG、カーボンニュートラルなど、サステナビリティを巡る様々な社会課題の解決への貢献に取り組んでおります。

上記のように、経営理念や経営方針、中期計画2024に基づく取り組みは、企業価値ひいては株主共同の利益の向上をはかる基盤になるものと考えます。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取り組み

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上をはかるとともに、株主の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーから信頼され、魅力ある企業となるべく、以下に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

- ① 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ② 株主を含むステークホルダーとの良好な関係構築に協働する。
- ③ 会社情報を適切に開示し、平等性を確保する。
- ④ 経営監督機能として、監査役会設置会社形態を採用する。また、複数の独立社外取締役を設置し、経営の透明性・健全性を確保するとともに、社外取締役・社外監査役が過半数を占める経営諮問委員会を設置することで、実効性の高いコーポレート・ガバナンスを実現する。
- ⑤ 内部統制の仕組みとして、「業務の適正を確保するために必要な体制」及び「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を定め、これを有効に機能させる。

(2) コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、経営状態の管理監督や重要事項を決定する取締役会を毎月定例的に開催しているほか、随時取締役会を開催可能な体制を構築しておりますので、必要時に即座に取締役会を開催し、スピード経営を実施しております。加えて、重要方針を決定するための経営会議も随時開催することで、効率的で円滑な経営コントロールを行っております。また、取締役会の監督機能をより高め、コーポレート・ガバナンス体制を強化するために独立社外取締役3名を選任しており、取締役会に占める独立社外取締役比率は3分の1となっております。

(2023年3月末現在)。これにより、当社の理論に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行しております。

当社は経営監督機能として、監査役制度を採用しており、2023年3月末現在では常勤監査役1名を含む3名体制(うち社外監査役2名)であります。会計監査においては、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任し、適正な監査を受けております。また、税理士及び弁護士と顧問契約を締結し、経営判断の参考とするための助言を適宜得ております。

コンプライアンスにつきましては、取締役会直轄の組織として、各取締役を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、ISOシステム(品質・環境)の遵守、内部監査によるチェックとあわせ、適宜法令の情報収集を行うことで徹底をはかっております。当社には全役員・従業員・派遣社員等が守るべき指針として、基本的姿勢と行動計画を掲げた「私たちの行動基準」があります。その「私たちの行動基準」と「コンプライアンス基本スタンス」「セルフチェックシート」を記載した「倫理コンプライアンスカード」を全役員・従業員・派遣社員等に配布して、コンプライアンス意識の徹底をはかっております。

更に、当社では、当社が被る損失又は不利益を最小限とするためにリスク管理規程を整備し、組織横断的なリスク管理体制を確立しております。リスク管理規程に基づき、リスク管理の全体的推進と情報の共有化をはかるためにリスク管理委員会を設置しており、リスク管理委員会では、リスクに関する情報収集、分析及び評価を行い、対策を立案して取締役会に提案するとともに、全社的啓蒙活動を行い、内部監査室では、リスクに関する組織横断状況を監査しております。

また、内部監査室が代表取締役等に加え、取締役会及び監査役会に対して適切に直接報告を行うデュアルレポート体制を採用しており、内部監査室は毎年、取締役会及び監査役会に対して、監査計画及び監査結果を報告するほか、その他重要な事項に関しては、適宜適切に、取締役会及び監査役会に対して直接報告を行います。

Ⅲ. 本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取り組み)

1. 本プラン導入の目的

当社では上記Ⅱのとおり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みに邁進しておりますが、近年わが国においては、会社の経営陣との間で、十分な協議又は合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、大規模買付行為に応じて当社株式等を売却するか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間のうちに適切に判断していただくためには、大規模買付者と当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式を継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者の提案(経営方針、事業計画等)は、その継続保有の是非を検討する上で重要な判断材料となります。

また、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのか、大規模買付者の提案と比べて当社の企業価値ひいては株主共同の利益を高める代替案があるのか否かという点も、株主の皆様にとっては重要な判断材料となります。

このようなことを踏まえ、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、まず、大規模買付者が事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を提供すべきであるという結論に至りました。

当社取締役会も、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する検討を速やかに開始し、当社取締役会としての意見を公表します。また、大規模買付者が行った提案内容の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行うこともあります。

かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案に対する諾否、あるいは当社取締役会から提示した代替案がある場合には、大規模買付者の提案と当該代替案との優劣を比較検討することが可能となり、大規模買付者の提案に対する最終的な諾否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の確保と検討の機会が得られることとなります。

2023年3月31日時点において、当社の把握する限り、当社役員及びその関係者並びに持株会(以下、「役員等」という)によって当社の発行済株式総数の29.5%が保有されておりますが、その他の株主のほとんどが個人株主であり、個々の事情に基づき当社株式の譲渡その他の処分がなされる可能性を否定することができません。また、現時点で具体的な予定はないものの、今後事業規模をより強化、拡大していくために行う設備投資等の資金調達を資本市場から行う場合もあり得ます。これら事由によって役員等の持株比率が低下する可能性があるとともに、当社の発行する株式の流動性が増し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある者による大規模買付行為がなされる可能性があります。

以上のことから、当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、不適切な買収を防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考え、当社株式等の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます)を設定するとともに、本プランを導入することとしました。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付行為に先立ち、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会が一定期間内に評価し、③当社取締役会が対抗措置の不発動を開示した後に初めて大規模買付者が大規模買付行為を開始することを認める、というものです。大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者には、当社取締役会が別途承認した場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付行為の概要及び大規模買付ルールで定められる手続を遵守する旨の誓約文言を記載した書面(以下、「意向表明書」といいます)を当社の定める書式に従って提出していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社株主の皆様との判断並びに当社取締役会及び第三者委員会(その概要については、下記Ⅲ. 4. (1)の「第三者委員会の設置」をご参照ください)としての意見形成、評価、検討のために必要かつ十分な情報(以下、「大規模買付情報」といいます)の提供を受けるために当該大規模買付者に必要な大規模買付情報のリストを交付し、大規模買付情報の提供を依頼します。大規模買付者には当社が定める合理的な回答期限までに大規模買付情報を当社取締役会宛に当社の定める書式により提出していただきます。また、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間(下記Ⅲ. 2. (3)で定義します)が満了する日を公表します。

大規模買付情報には下記の内容が含まれますが、その具体的内容は大規模買付者の属性、大規模買付行為の態様、内容等によって異なりますので、これらに限られるものではありません。

- ① 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び各組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含む)の詳細(具体的名称、資本構成、財産内容等を含む)
- ② 大規模買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含む)
- ③ 大規模買付等の価格の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報)

- ④ 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容)
- ⑤ 大規模買付者が当社取締役会に提案する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 大規模買付にかかる一連の取引により、当社及び当社ステークホルダーに生じることが予想されるシナジーの内容
- ⑦ 大規模買付等の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社にかかる利害関係者の処遇方針
- ⑧ 大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無、その内容等

なお、当初提出いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には当社取締役会は大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提案された大規模買付情報、当社取締役会による評価内容等は、当社株主の皆様の判断の必要性を考慮し適宜開示します。

(3) 当社取締役会による評価・検討、大規模買付者との交渉、代替案の提示

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し、大規模買付情報の提供を完了したと判断した場合、必要に応じて外部専門家(弁護士、公認会計士、コンサルタント、フィナンシャル・アドバイザー等)の助言を受けながら、大規模買付情報を評価・検討の上、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動に関する決議、意見形成、大規模買付者との買収条件に関する交渉、代替案の策定等を行います。

また、当社取締役会は、第三者委員会に対し大規模買付者から提供された大規模買付情報やこれについての当社取締役会としての意見を伝えます。

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動、大規模買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が提示する代替案の概要、その他当社取締役会が適切と判断した事項について、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、情報開示を行います。

なお、当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには、一定の期間が必要であるため、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、下記①又は②のとおり、評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を取締役会評価期間として設定します。

- ① 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付の場合には、大規模買付情報の提供を完了したと当社取締役会が判断した日から60日以内(初日不算入)
- ② その他の方法による大規模買付行為の場合には、大規模買付情報の提供を完了したと当社取締役会が判断した日から90日以内(初日不算入)

なお、当社取締役会が取締役会評価期間満了時まで、大規模買付行為に対する対抗措置の発動又は不発動に関する決議、意見形成を行うに至らない場合には、当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内(但し、30日間を超えないものとします)で、取締役会評価期間を延長する旨の決議を行うものとし、延長する期間及び理由その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに開示を行います。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当、又は会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置(以下、「対抗措置」といいます)をとることがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定及び対抗措置の発動の適否・内容については、必要に応じて外部専門家の助言等を参考にした上で、第三者委員会

の勧告を最大限に尊重し、当社取締役会が決定します。なお、対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙3に記載のとおりです。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示すること等により、当社株主の皆様へ説明するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

なお、当社取締役会が、大規模買付情報を十分に評価・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資すると判断した場合には、その旨の意見表明を行います。

大規模買付行為に応じるか否かは、当社の株主の皆様において当該大規模買付行為の提案及び当社取締役会の提示する意見や代替案を比較検討し、判断していただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るため適切と判断する対抗措置を講じることがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家の助言等を参考にした上で、第三者委員会の勧告を最大限に尊重し、対抗措置の発動の適否・内容を決定します。

- ① 当社株式等を買占め、その株式等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する場合
- ② 当社の経営を一時的に支配して、経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株式等の取得を行っているとして判断される場合
- ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な配当をさせるか、一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける場合
- ⑤ 強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう)等、株主の皆様へ当社株式等の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥ 大規模買付者が当社の経営を支配したことにより、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑦ 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件(対価の価額、種類、対価の価額の算定根拠等)並びに買付の内容、時期、及び方法等が当社の企業価値の源泉に鑑み、著しく不十分又は不適当である場合

4. 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続き

(1) 第三者委員会の設置

当社は、大規模買付ルールを適正に運用し、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会を設置します(第三者委員会規程の概要につきましては、別紙1をご参照ください)。

第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外の有識者(弁護士、公認会計士、税理士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等)を対象として選任するものとします。なお、本プラン更新時における第三者委員会の各委員の候補者は別紙2をご参照ください。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるため対抗措置を発動すべきか否か、及び本プランの修正を行うべきか否かの判断に当たっては、当社取締役会は必ず第三者委員会に諮問することとし、第三者委員会はこの諮問に基づき、対抗措置発動の是非等について審議・決議した上で、当社取締役会に対して勧告を行うものとします。なお、第三者委員会は、必要に応じて当社経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとし、これに要する費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、すべて当社が負担するものとします。

(2) 対抗措置発動の手続

本プランにおいては上記Ⅲ. 3. (2)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。一方、上記Ⅲ. 3. (1)に記載のとおり対抗措置をとる場合、並びに上記Ⅲ. 3. (2)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合には、その合理性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問します。第三者委員会は、大規模買付ルールが遵守されているか等を十分勘案した上で、対抗措置の発動の是非について取締役会評価期間の期限の遅くとも7日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

第三者委員会からの勧告の内容については、当社取締役会が適切と判断する時点で、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って情報開示を行います。

対抗措置の発動又は不発動の判断は、最終的に当社取締役会の決定事項となりますが、当社取締役会の決定に際しては、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、当社が対抗措置の発動又は不発動の判断を決定した場合は、第三者委員会の勧告内容とあわせて適時開示します。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記Ⅲ. 4. (2)に従い、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらかじめ第三者委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止又は変更などを行うことがあります。例えば対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、又は無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなどの理由により当初予定していた対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当決議後から無償割当の効力発生日までの間においては、無償割当の中止を、又は無償割当の効力発生後においては、当該新株予約権者に対し株式等を交付することなく当該新株予約権を無償取得することにより対抗措置の停止を行うことができます。

このような対抗措置発動の停止又は変更を行う場合は、速やかに開示を行います。

5. 本プランの適用開始、有効期間、継続、修正又は変更及び廃止

本プランは本定時株主総会での承認を条件に発効することとしますが、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとし、以降、本プランの継続(一部修正した上での継続を含みます)については3年ごと

に定時株主総会の承認を得ることとします。

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても適用ある法令、証券取引所規則等の変更、又はこれらの解釈、運用の変更があった場合には、第三者委員会の承認を得た上で本プランを修正又は変更する場合があります。

また、本プランはその有効期間中であっても、株主総会において修正又は廃止することができるものとします。なお、修正する旨が決議された場合は、修正された本プランの有効期間は新たに当該株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までに変更されるものとし、廃止する旨が決議された場合は、その時点で廃止されるものとし、

当社は、本プランが修正、変更又は廃止された場合には、当該、修正、変更又は廃止の事実及びその内容並びにその他当社取締役会が適切と認める事項につきまして、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って情報開示します。

IV. 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響

1. 大規模買付ルール導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報を提供し、株主の皆様が当社取締役会の提示する代替案について検討する機会を確保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主共同の利益の確保に資するものと考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を保護することを目的として、上記Ⅲ. 3のとおり、対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令等及び証券取引所規則に従って、株主の皆様に対して情報開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆様ご自身が、権利行使期間内に所定の新株予約権の行使手続きを行わなければ、他の株主の皆様による当該新株予約権の行使により、その保有する当社株式の法的権利又は経済的利益が希釈化されることとなります。但し、当社が本新株予約権の有償取得の手続きをとった場合、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことはなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、格別の不利益は発生しません。

なお、第三者委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定により、新株予約権無償割当の中止、又は発行した新株予約権の無償取得により対抗措置発動の停止を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないため、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

3. 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当を行う場合には、割当基準日

における株主の皆様は、引受の申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の有償取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、適用ある法令等及び証券取引所規則に基づき別途お知らせします。

V. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないことについて

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(①企業価値・株主共同利益の確保・向上、②事前開示・株主意思、③必要性・相当性)に沿うものであります。また、本プランは企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも適合するものであります。
2. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としていること
本プランは、上記Ⅲ. 1「本プラン導入の目的」に記載のとおり、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供及び評価・検討等を行う期間の確保を求めることにより、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断すること、当社取締役会が代替案等を提示すること、又は大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的としております。
3. 合理的な客観的発動要件の設定
本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ. 3「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」において記載のとおり、あらかじめ定められた合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。
4. 株主意思を尊重するものであること
本プランは、本定時株主総会における株主の皆様承認をもって導入されるものであります。また、株主総会における本プラン廃止の通常決議を通じて本プランを廃止することが可能です。この点においても株主の皆様意思が反映されることとなっております。
5. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
当社は、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の自己保身のために本プランが濫用されることを防止するために、第三者委員会を設置し、当社取締役会が本プランに基づく対抗措置の発動を判断するに当たっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するために、第三者委員会の勧告を最大限尊重した上で、その決議を行うこととしております。
また、その判断の概要については、株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。
6. デッドハンド型及びスローハンド型の買収防衛策でないこと
本プランは、当社の株主総会における普通決議で廃止することができるため、デッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の期差選任を行っていないため、スローハンド型の買収防衛策でもありません。

第三者委員会規程の概要

1. 設置

第三者委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成

第三者委員会の委員は、3名以上とする。委員の選定に当たっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、社外有識者等から選任するものとする。社外有識者は、弁護士、公認会計士、税理士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならない。

3. 任期

各委員の任期は、選任された日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。各委員の再任はこれを妨げない。但し、取締役会で別段の定めをした場合はこの限りではない。なお、第三者委員会の委員に欠員が生じた場合には、前記2. 構成の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。この際、新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 招集

各第三者委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも第三者委員会を招集することができる。なお当社取締役会も、必要に応じて第三者委員会を招集することができるものとする。

5. 決議要件

原則として、委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。但し、委員に事故その他やむを得ない事由がある時は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。なお、第三者委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

6. 役割

第三者委員会は、以下の各号に記載される事項について審議・決議を行い、その決定の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定に当たっては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。

- ① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④ 大規模買付者による大規模買付行為に対する当社取締役会の代替案の比較検討
- ⑤ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か
- ⑥ 対抗措置発動の要否及び内容(新株予約権無償割当を含む)
- ⑦ 対抗措置発動の停止又は変更等
- ⑧ 本プランの維持・修正又は変更・廃止
- ⑨ その他大規模買付ルール及び大規模買付行為に関連し、当社取締役会が判断すべき事項について、取締役会が第三者委員会にその意見を諮問することを決定した事項

7. その他

上記に定めるところに加え、第三者委員会は、以下に記載される事項を行うことができる。

- ① 第三者委員会は、大規模買付者に対し、意向表明書及び提出された情報が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会を通じて追加的に情報を提出するよう求める。また、第三者委員会は、大規模買付者から意向表明書及び大規模買付情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他第三者委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ② 第三者委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他第三者委員会が必要と認める者の出席を要求し、第三者委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ③ 第三者委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を得ることができる。

第三者委員会委員の候補者

[氏 名] 中西 祐一 (なかにし ゆういち)
 [略 歴] 1975 年 12 月 9 日生
 2002 年 10 月 金沢弁護士会登録
 2008 年 6 月 当社社外取締役(現任)
 2014 年 1 月 中西祐一法律事務所開設(現在)
 2019 年 7 月 株式会社サンウェルズ社外取締役(監査等委員)(現任)
 2021 年 10 月 株式会社北國銀行社外監査役(現任)

[氏 名] 池元 ことみ (いけもと ことみ)
 [略 歴] 1954 年 12 月 4 日生
 2004 年 12 月 池元工業代表
 2011 年 4 月 白山商工会議所女性会理事
 2012 年 4 月 白山商工会議所女性会副会長
 2013 年 12 月 株式会社池元取締役会長
 2016 年 4 月 白山商工会議所女性会会長
 2019 年 6 月 全国商工会議所女性会連合会理事
 2019 年 6 月 石川県商工会議所女性会連合会会長
 2020 年 5 月 白山商工会議所女性会理事
 2020 年 6 月 当社社外取締役(現任)
 2021 年 5 月 公益社団法人松任法人会女性部会理事(現任)
 2022 年 12 月 株式会社池元取締役(現任)

[氏 名] 高田 英美 (たかた えみ)
 [略 歴] 1963 年 7 月 23 日生
 2007 年 10 月 高田産業株式会社総務部長
 2014 年 6 月 株式会社金沢彩の庭ホテル取締役(現任)
 2017 年 7 月 株式会社高田組不動産部長(現任)
 2021 年 3 月 株式会社金沢アドベンチャーズ取締役(現任)
 2021 年 4 月 公益財団法人石川県国際交流協会評議員
 2022 年 5 月 高田産業株式会社取締役(現任)
 2022 年 6 月 当社社外取締役(現任)

[氏 名] 高井 和男 (たかい かずお)
 [略 歴] 1954 年 9 月 11 日生
 1973 年 4 月 金沢国税局採用
 2011 年 7 月 魚津税務署長
 2012 年 7 月 国税庁長官官房金沢派遣首席国税庁監察官
 2014 年 7 月 金沢税務署長
 2015 年 8 月 税理士開業(現在)
 2018 年 4 月 公益社団法人松任法人会事務局長(現任)
 2020 年 6 月 当社社外監査役(現任)

新株予約権の無償割当をする場合の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法
当社取締役会が定める割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式数(但し、当社の保有する当社普通株式を除く)1株につき新株予約権1個の割合で、新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件
大規模買付者又は大規模買付者のグループに属する者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除く。以下、「大規模買付者等」という)に行使を認めないことを定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。なお、当社は、大規模買付者等が保有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。
7. 新株予約権の行使期間
新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という)とし、1ヶ月から3ヶ月までの範囲で新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める期間とする。行使期間の最終日が行使に際して払込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たる時は、その前営業日を最終日とする。
8. 当社による新株予約権の取得
当社は、大規模買付者等以外の株主が有する新株予約権を取得することができる。
新株予約権の取得に関する事項の詳細は、当社取締役会が別途定めるものとする。
また、当社は当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でないと判断した場合、その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
9. 新株予約権証券の不発行
新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しないものとする。

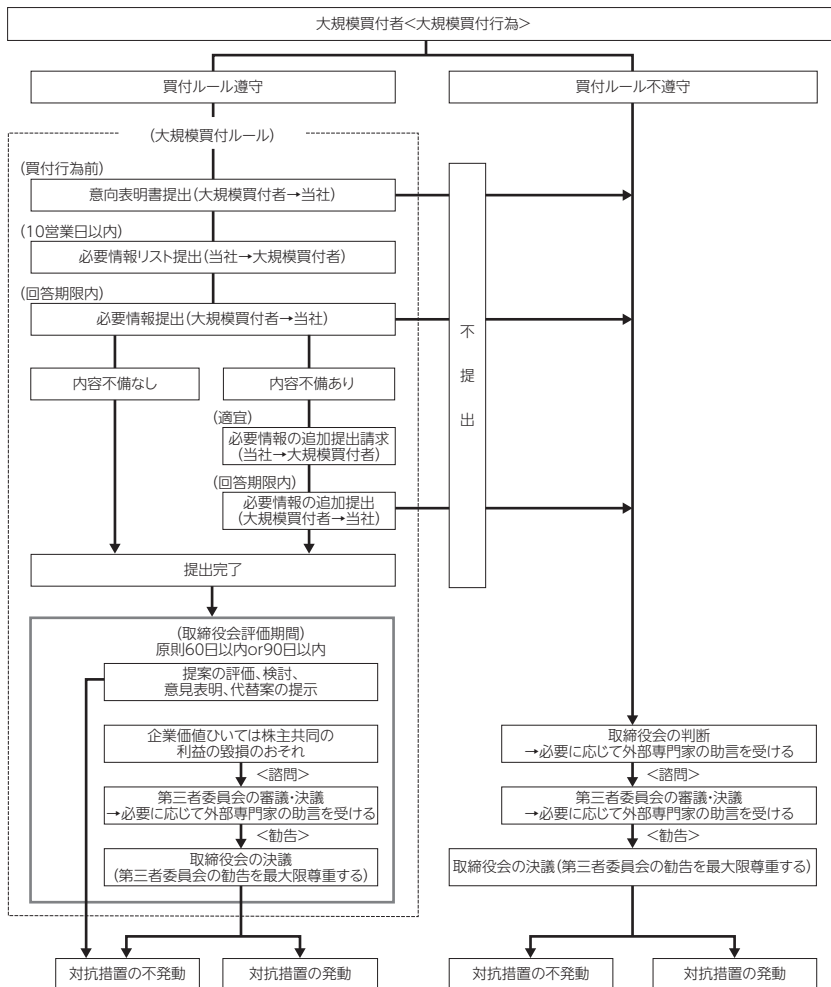
当社株式の状況(2023年3月31日現在)

- | | |
|---------------|------------------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 11,020,000株(自己株式188,012株を含む) |
| 3. 株主数 | 3,048名 |
| 4. 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高松機械工業取引先持株会	1,055千株	9.75%
株式会社タカマツ	810千株	7.48%
北国総合リース株式会社	433千株	4.00%
株式会社北国銀行	408千株	3.77%
日本生命保険相互会社	384千株	3.55%
株式会社朝日電機製作所	361千株	3.34%
明治安田生命保険相互会社	360千株	3.32%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	348千株	3.22%
高松機械工業社員持株会	335千株	3.10%
高 松 明 毅	330千株	3.05%

(注) 持株比率は自己株式(188,012株)を控除して計算しております。

大規模買付行為が開始された場合のフローチャート



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしもすべての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、村田俊哉氏は、現在、当社取締役であります。本定時株主総会終結の時をもって辞任する予定であります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	むら た とし や 村 田 俊 哉 新任	取締役
2	たか い かず お 高 井 和 男 再任 社外 独立	監査役
3	てら い なお たか 寺 井 尚 孝 新任 社外	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>新任</p> <p>むら た とし や 村田俊哉 (1958年10月3日生)</p>	<p>1981年4月 当社入社</p> <p>2013年4月 生産本部生産管理部長</p> <p>2014年4月 執行役員生産本部生産管理部長</p> <p>2016年6月 取締役生産本部生産管理部長</p> <p>2022年4月 取締役工作機械事業本部生産本部生産管理部長</p> <p>2023年4月 取締役工作機械事業本部担当(現任)</p>	20,847株
(監査役候補者とした理由)			
<p>村田俊哉氏は、主に製造・調達部門を経て、2016年からは取締役として当社における製造部門の管理・監督機能を担ってまいりました。こうした実績と経験が監査の充実に繋がると期待されることから監査役として適任と判断したため、候補者といたしました。</p>			
2	<p>再任 社外 独立</p> <p>たか い かず お 高井和男 (1954年9月11日生)</p>	<p>1973年4月 金沢国税局採用</p> <p>2011年7月 魚津税務署長</p> <p>2012年7月 国税庁長官官房金沢派遣首席国税庁監察官</p> <p>2014年7月 金沢税務署長</p> <p>2015年8月 税理士開業(現在)</p> <p>2018年4月 公益社団法人松任法人会事務局長(現任)</p> <p>2020年6月 当社監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>税理士 高井和男税理士事務所代表 公益社団法人松任法人会 事務局長</p>	1,204株
(社外監査役候補者とした理由)			
<p>高井和男氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、2020年から社外監査役を務めているほか、税務署長等の要職を歴任した経験を持ち、税理士として財務及び会計に関する専門的な経験・知識等を有しており、その専門的な知識、経験等から、重要書類の閲覧を通じて取締役の職務の執行を監査し、取締役からの独立性を確保した第三者の視点で経営の監視を遂行しております。そのため、引き続き、社外監査役として適任と判断したため、候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏の社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。</p> <p>また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>新任 社外</p> <p>寺井尚孝 (1970年9月16日生)</p>	<p>1993年 4月 株式会社北國銀行入行</p> <p>2021年 3月 同行執行役員人材開発部長</p> <p>2022年 3月 株式会社北國フィナンシャルホールディングス執行役員総合企画部長</p> <p>2022年 3月 同行執行役員デジタル部長</p> <p>2023年 3月 同行常務執行役員デジタル部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社北國銀行常務執行役員デジタル部長</p>	—
<p>(社外監査役候補者とした理由)</p> <p>寺井尚孝氏は、長年にわたる金融機関での知識・経験を有しており、2021年からは金融機関の執行役員としてその職責を果たしております。こうした実績と経験を踏まえて、社外監査役として適任と判断したため、候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各監査役候補者の所有する当社株式の数には、高松機械工業役員持株会における本人の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
3. 寺井尚孝氏が常務執行役員デジタル部長を務める株式会社北國銀行は、当社の主要な取引金融機関であり、また同氏は同行より報酬を受けております。
4. 当社は、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者が選任された場合には当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告39ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各国の経済政策により景気に持ち直しの動きが見られたものの、中国におけるゼロコロナ政策によるサプライチェーンの混乱や、ウクライナ問題等に端を発するエネルギー価格の上昇などが継続したほか、世界的な金融引き締めや急激な為替の変動など、依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループの主力分野である工作機械業界は、2022年度の業界受注総額が、前年同期比2.3%増の1兆7,056億円となりましたが、外需では、金利上昇やインフレによる設備投資意欲の減退、半導体需要の一巡、中国のゼロコロナ政策転換後の先行き懸念、内需では、主要な業種である自動車向けにおいて依然として回復遅れが続くなど、足元では様々なりリスクが山積しております。

このような状況の中で、当連結会計年度の当社グループの連結売上高は前年同期に比べ45百万円(0.3%減)減収の166億75百万円となりました。営業利益は5億16百万円(前年同期比52.8%減)、経常利益は6億19百万円(同47.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は4億89百万円(同38.5%減)となりました。

① 工作機械事業

当連結会計年度の経営成績は、受注高が122億39百万円(前年同期比8.1%減)、受注残高が55億92百万円(同7.8%減)、売上高が150億74百万円(同1.6%増)、営業利益が4億69百万円(同52.6%減)となりました。

受注高の地域別内訳は、国内向け及びヨーロッパ向けが堅調に推移した一方で、北米向け及びアジア向けが減少した結果、内需が86億10百万円(同6.1%増)、外需が36億28百万円(同30.3%減)となりました。

売上高の地域別内訳は、北米向けが大幅に増加した一方で、国内向け、アジア向け及びヨーロッパ向けが減少した結果、内需が93億25百万円(同5.6%減)、外需が57億49百万円(同15.9%増)、外需比率が38.1%(前年同期は33.4%)となりました。

当連結会計年度における主な取り組みとして、各国で新型コロナウイルスの感染症対策が進展し、経済活動の動きが活発化したことから、国内では東京のJIMTOF2022、海外ではアメリカのIMTS2022へ出展したほか、あさひ工場や海外各子会社でプライベートショーを実施するなど、国内外で積極的な営業活動を行いました。また、複雑化、高度化す

るユーザニーズに対応するため、全社横断で取り組みを進め、受注前段階での技術部員の客先同行訪問を行い、引合段階でのソリューション提案に取り組みました。このほか、デジタル販促資料の充実やWEBを活用したお客様との接点の強化にも努めました。

更に、変化する市場への対応と新規開拓のため、当社の主力受注先である自動車関係以外の市場や加工分野のお客様へ積極的な営業活動を行いました。建機、半導体及び農機向けなど、幅広い業界のお客様から受注をいただき、自動車関係の回復が遅れる中、受注を下支えすることができました。

このほか、2022年4月に新設したFAソリューション推進室にて、これまでの工作機械事業で培った自動化技術を活用した新規事業への挑戦を進めております。様々な分野に積極的なアプローチを進めた結果、株式会社PFUの資源ゴミ自動選別AI認識システムとTAKAMAZの自動化システムを組み合わせた「資源ゴミAI自動選別機」を開発するに至りました。この製品は、PFU社が持つ複合照明技術・特徴融合認識技術と当社が持つ自動化ノウハウ・技術によって、これまで人の目や手で進んでいたビンの選別作業を自動化することで、人手不足が課題となっている廃棄物リサイクル業界に対し、当社が新たなソリューションを提供します。まずは2023年5月に開催されるMEX金沢2023において、参考出展機としてお披露目する予定ですが、早期の市場投入に向けて取り組みを進めていきます。

生産面では、部品調達難や原材料価格高騰の影響が継続したため、先行発注や代替品の調達による安定生産や原価低減活動に努めました。また、原材料価格等の高騰に対応するため、機械本体や各種オプション等の販売価格の改定を行っております。

設備投資面では、中期計画2024に基づき、本社工場の生産能力向上を進めており、荒加工用の横型マシニングセンタを導入しました。本設備により、自動搬送による長時間の無人運転が実現でき、更なる加工リードタイムの短縮が可能となります。また、従来は工場内の階層を移動していた組立作業を1階に集約し、生産性を向上させることを目的として、2階の精密組立室を移設させるなど、本社工場内のレイアウト見直しも進めております。

製品面では、ベストセラー製品「XT-6」から更なる小型化を追求し、業界クラス最小のフロアスペースの実現と省エネ機能としてアイドルストップ機能を搭載した「XTS-6」、及びシングル旋盤1台分のコンパクトなスペースで、ビルトインモータ主軸2基搭載による高精度・高効率の生産を可能とした「XWG-3」の2機種を開発しました。上記の新製品は2機種とも、従来機では排熱として放出していた電気エネルギーを、装置の電源とし

て再利用できる電源回生方式を採用し、消費電力の削減を可能としました。近年ニーズが高まるカーボンニュートラルへの貢献を目指し、今後も製品開発を続けていきます。

② IT関連製造装置事業

当連結会計年度の経営成績は、売上高が13億4百万円(前年同期比17.9%減)、営業利益が80百万円(同38.7%減)となりました。

新規案件開拓による貢献があったものの、半導体の需要が徐々に鈍化したほか、一部製品では年間を通じて部品調達難が継続し、生産への影響が長引いたため、売上高、営業利益ともに減少しました。

③ 自動車部品加工事業

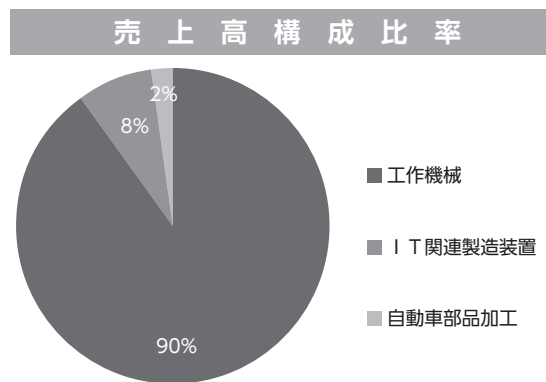
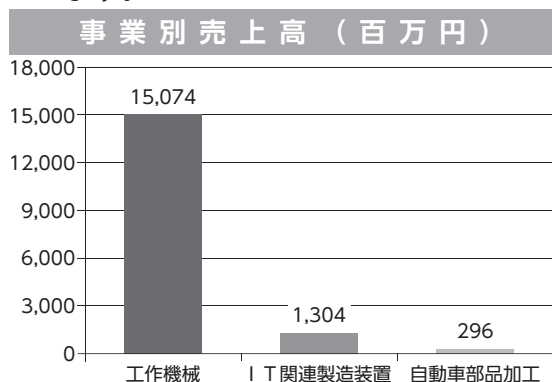
当連結会計年度の経営成績は、売上高が2億96百万円(前年同期比0.6%減)、営業損失が32百万円(前年同期は29百万円の営業損失)となりました。

取引先である自動車メーカー等の需要は、在庫調整や生産調整などにより、年間を通して不安定に推移したため、売上高は前年度とほぼ同水準となりました。利益面では、受注数量に見合った柔軟な生産対応やコスト削減に努めた結果、赤字幅は前年同期と同程度となりました。

当社はサステナビリティ基本方針である「TAKAMAZは、常に挑戦し続けるモノづくりを通じて、企業価値の向上と持続可能な社会の実現に貢献します」を定め、持続可能な企業経営に取り組んでおります。昨今の物価高騰への配慮や社員の処遇改善のため、定期昇給や各種手当の見直しにより、約5%の給与水準の引上げを行いました。また、新卒・中途採用における企業イメージ向上や認知度アップを目的として、テレビCMを製作・放映し、地元テレビ局制作の就活応援番組の取材に応じたほか、MEX金沢2023では、若手製造部員による学生・一般向けの旋盤加工実演を計画するなど、人材獲得のための施策を強化しております。

環境面では、本社工場において、北陸初となる第三者所有モデルのカーポート型太陽光発電設備の導入を決定し、本年からの稼働を目指し建設を進めております。本設備の導入により、本社工場のCO2排出量は2021年度対比で約14%削減できる見込みです。再生可能エネルギー活用の拡大に貢献するとともに、電気料高騰に対するコスト削減への効果も期待されます。

また、昨年度から、当社のサステナビリティの取り組みをまとめたサステナビリティレポートの発行を開始しました。今後も当社は、企業の成長と社会への貢献に取り組んでまいります。



（2）設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は4億51百万円であり、その主なものは、工作機械事業(本社工場)における精密組立室の移設及び生産設備の増設であります。

（3）資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

（4）対処すべき課題

日本経済の先行きについては、アフターコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。他方で、世界的な金融引締めが続く中、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動、ウクライナ問題等、様々な影響から、海外景気の下振れが日本経済を下押しする懸念があります。

当社グループの主力分野である工作機械業界の先行きについても、原材料価格やエネルギー価格の高騰のほか、中国景気の減速や欧米の利上げなどによる需要の減少が懸念されるものの、内需、外需ともに、幅広い業種において、自動化、省人化、カーボンニュートラルなどの様々なニーズがあり、また、回復が遅れていた国内自動車分野においても、EVやHV関連をはじめとして、設備投資の本格化が期待されております。

このように先行きは期待と不安が混在しておりますが、経済、社会環境が大きく変化して

いく中でも、2022年4月に操業開始したフラッグシップ・ファクトリー(旗艦工場)であるあさひ工場を起点に、「中期計画2024」の2年目として、受注アップと利益の拡大、人材育成、設備投資など、今なすべき計画を着実に進め、【チェンジ! チャレンジ! 2024! 当たり前を「変える」、新しいことに「挑戦する!】を基本方針として、社員と会社が一体となって変化と挑戦を続けていきます。

工作機械事業では、EVやHV関連向けに設備投資が期待できる自動車関係をはじめとして様々な分野で需要回復が見込まれますので、お客様の投資需要を適切に捉え、受注と売上を確保していきます。組織面では、2023年4月より、全社最適の視点から生産と販売の連携を強化するため、営業部門と生産部門を工作機械事業本部直轄に変更しました。これまで以上に意思決定や実行スピードを高め、チャンスを逃すことなく更なる企業価値の向上をはかっていきます。生産面では、最新鋭のあさひ工場の稼働開始に続いて、本社工場の機能向上・能力拡大をはかる設備投資を進めることで、全社的な生産体制の強化に取り組みます。

また、工作機械事業で培った自動化技術を活用して、廃棄物リサイクル業界への参入をはかりました。まずは「資源ゴミAI自動選別機」の早期市場投入に向けて、実証実験等を進めていきます。廃棄物リサイクル業界は、巨大な成長市場でありますので、本機を足掛かりに、様々な製品開発も考えていくほか、工作機械事業本部一体となって人手不足を解消するソリューション提案を進めていきます。

IT関連製造装置事業、自動車部品加工事業では、積極的な営業活動や既存取引先との関係強化による受注確保に努め、売上高と利益の拡大をはかっていきます。

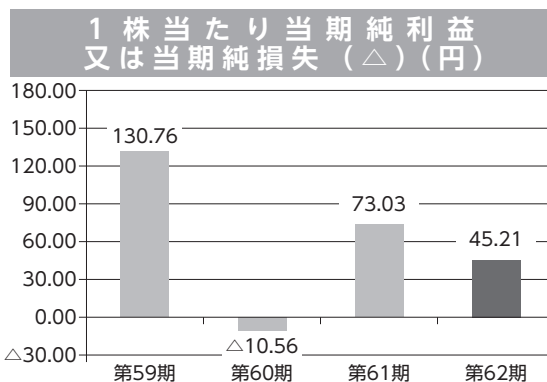
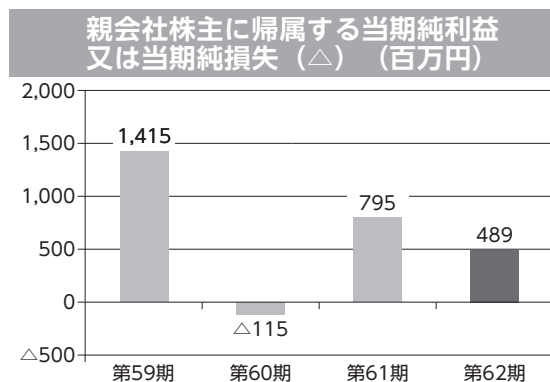
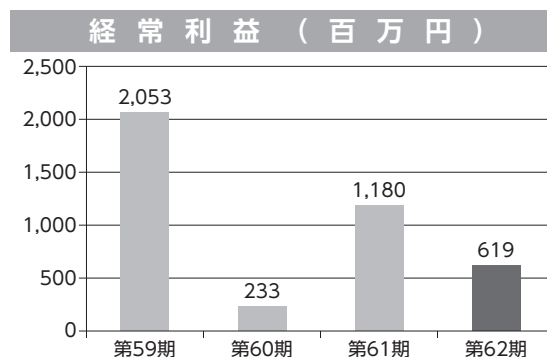
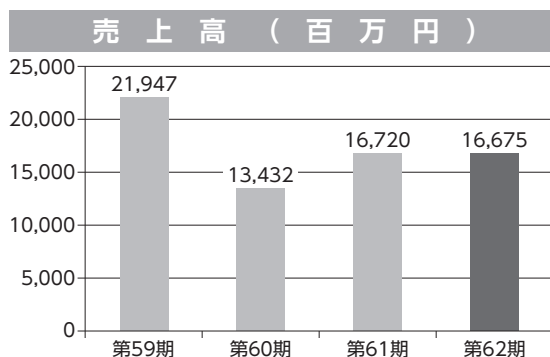
このほか、すべての事業において、原材料価格等の高騰に対処するため、効率的な生産の実現や原価低減に取り組むことに加え、適正な価格で適正な利益の確保に努めていきます。

今後も当社グループを取り巻く環境の変化が続くと見込まれますが、これをビジネスチャンスと捉え、このチャンスを逃すことなくチェンジ・チャレンジに取り組み、株主の皆様はもとより、お客様や社員などの各ステークホルダーの利益拡大と満足度アップを目指していきます。

当社グループといたしましては、今後も日々精進を続けていく所存でありますので、株主各位のより一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

項目 \ 期 別	第59期 (2020年3月期)	第60期 (2021年3月期)	第61期 (2022年3月期)	第62期(当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高(百万円)	21,947	13,432	16,720	16,675
経常利益(百万円)	2,053	233	1,180	619
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) 又は当期純損失(△)	1,415	△115	795	489
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	130.76	△10.56	73.03	45.21
総資産(百万円)	24,252	21,563	25,363	23,998
純資産(百万円)	15,721	15,503	16,301	16,898



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC.	20万 USドル	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.	1,000万 バーツ	99.3%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH	16万 ユーロ	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
喜志高松機械(杭州)有限公司	55万 USドル	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
PT.TAKAMAZ INDONESIA	100万 USドル	100.0% (内、間接保有分 1.0%)	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TP MACHINE PARTS CO., LTD.	4,000万 バーツ	99.9%	自動車部品の加工
TAKAMATSU MACHINERY VIETNAM CO., LTD	50万 USドル	100.0%	工作機械販売及びサービス・メンテナンス
TAKAMAZ MACHINERY MEXICO, S.A. DE C.V.	600万 メキシコペソ	100.0% (内、間接保有分 1.0%)	工作機械販売及びサービス・メンテナンス

(7) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
工作機械事業	工作機械及びその周辺装置・部品等の製造販売・サービス・メンテナンス
IT関連製造装置事業	IT関連製造装置の製造
自動車部品加工事業	自動車部品等の加工

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

本社工場(石川県白山市旭丘1丁目8番地)

あさひ工場(石川県白山市)、第二工場(石川県白山市)、第三工場(石川県白山市)、第四工場(石川県白山市)、開発センター(石川県白山市)ほか

営業拠点：関東支店、名古屋支店、大阪支店ほか

② 子会社

TAKAMATSU MACHINERY U.S.A., INC.(アメリカ イリノイ州)

TAKAMATSU MACHINERY(THAILAND)CO., LTD.(タイ サムットプラーカーン県)

TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH(ドイツ ヒルデン市)

喜志高松機械(杭州)有限公司(中国 杭州市)

PT.TAKAMAZ INDONESIA(インドネシア ブカシ県)

TP MACHINE PARTS CO., LTD.(タイ サムットプラーカーン県)

TAKAMATSU MACHINERY VIETNAM CO., LTD(ベトナム ホーチミン市)

TAKAMAZ MACHINERY MEXICO, S.A. DE C.V.(メキシコ グアナフアト州)

③ 関連会社

株式会社タカマツエマグ(石川県白山市)、杭州友嘉高松機械有限公司(中国 杭州市)、

株式会社エフ・ティ・ジャパン(石川県白山市)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
608名	3名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
535名	2名増	37.9歳	13.3年

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社北國銀行	685百万円
株式会社三菱UFJ銀行	200百万円
株式会社商工組合中央金庫	30百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,020,000株(自己株式188,012株を含む)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 3,048名(前期末比65名増)
- (5) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
高松機械工業取引先持株会	1,055千株	9.75%
株式会社タカマツ	810千株	7.48%
北国総合リース株式会社	433千株	4.00%
株式会社北國銀行	408千株	3.77%
日本生命保険相互会社	384千株	3.55%
株式会社朝日電機製作所	361千株	3.34%
明治安田生命保険相互会社	360千株	3.32%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	348千株	3.22%
高松機械工業社員持株会	335千株	3.10%
高松明毅	330千株	3.05%

(注) 持株比率は自己株式(188,012株)を控除して計算しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	15,945株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容の概要は、「4. 会社役員に関する事項 (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役
 の報酬等」に記載のとおりであります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況

新株予約権の名称	第3回中計連動新株予約権	
発行決議日	2022年10月31日	
新株予約権の数	3,730個(注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 373,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 60,500円 (1株当たり 605円)	
権利行使期間	2025年5月19日から 2026年5月15日まで	
行使の条件	(注)2	
役員 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 420個 目的となる株式数 42,000株 保有者数 6名

- (注) 1. 新株予約権の数は、当社取締役及び当社使用人に交付された時点における総数を記載しております。
 2. 第3回中計連動新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
 (1) 割当てられた新株予約権には業績達成条件を付するものとし、当社の中期計画2024の最終年度(2025年3月期)において、連結売上高営業利益率8%及び連結売上高240億円を達成した場合にすべて行使することができるものとする。なお、当該業績達成条件を満たさなかった場合、その程度に応じ、新株予約権の一部又はすべてを行使することができないものとする。
 (2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員及び従業員又は当社連結子会社の取締役の地位にあることを要するものとする。但し、新株予約権者が、定年・任期満了による退職・退任、又は会社都合によりこれらの地位を失った場合はこの限りではない。
 (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
 (4) 新株予約権の買入れその他一切の処分は認めないものとする。

- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

新株予約権の名称		第3回中計連動新株予約権	
使用人等への 交付状況	当社の使用人 (当社の役員を兼ねている者を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	3,310個 331,000株 97名

(注) 第3回中計連動新株予約権の内容の概要は、「(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高松 喜与志	代表取締役会長	白山商工会議所 会頭 一般社団法人石川県経営者協会 会長 日本精密機械工業会 会長
高松 宗一郎	代表取締役社長兼工作機械事業本部長	
徳野 穰	常務取締役 工作機械事業本部 営業本部長兼部品事業部担当	TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH 取締役 PT.TAKAMAZ INDONESIA 取締役 TAKAMAZ MACHINERY MEXICO, S.A. DE C.V. 取締役 TP MACHINE PARTS CO., LTD. 取締役社長 株式会社エフ・ティ・ジャパン 代表取締役社長
磯部 稔	常務取締役 工作機械事業本部 生産本部長兼産業機械部・新分野事業部・杭州友嘉高松機械担当	杭州友嘉高松機械有限公司 董事
四十万 尚	常務取締役 管理本部長兼品質保証部担当	TAKAMATSU MACHINERY USA, INC. 取締役 TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. 取締役 喜志高松機械(杭州)有限公司 監事 PT.TAKAMAZ INDONESIA 監査役 杭州友嘉高松機械有限公司 監事 株式会社エフ・ティ・ジャパン 監査役 株式会社タカマツエマグ 監査役
村田 俊哉	取締役 工作機械事業本部 生産本部 生産管理部長	
中西 祐一	取締役	弁護士 中西祐一法律事務所代表 株式会社サンウェルズ 社外取締役(監査等委員) 株式会社北國銀行 社外監査役
池元 ことみ	取締役	株式会社池元 取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高田 英美	取締役	高田産業株式会社 取締役 株式会社金沢彩の庭ホテル 取締役 株式会社金沢アドベンチャーズ 取締役
成田 秀信	常勤監査役	
杖村 修司	監査役	株式会社北國フィナンシャルホールディングス 代表取締役社長 株式会社北國銀行 代表取締役頭取 一般社団法人石川県銀行協会 会長
高井 和男	監査役	税理士 高井和男税理士事務所代表 公益社団法人松任法人会 事務局長

- (注) 1. 取締役中西祐一、池元ことみ、高田英美の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役杖村修司、高井和男の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役中西祐一、池元ことみ、高田英美、監査役高井和男の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 監査役高井和男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2022年6月28日開催の第61回定時株主総会において、高田英美氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 2022年6月28日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって、溝口清、石原多賀子の両氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 当事業年度中に以下の取締役の重要な兼職に異動がありました。

氏名	異動内容	異動年月日
高松 宗一郎	喜志高松機械(杭州)有限公司 董事を退任	2023年3月13日
高松 宗一郎	杭州友嘉高松機械有限公司 董事を退任	2023年3月13日
高松 宗一郎	TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH 取締役を退任	2023年3月14日
高松 宗一郎	PT.TAKAMAZ INDONESIA 取締役を退任	2023年3月14日
高松 宗一郎	TAKAMATSU MACHINERY VIETNAM CO., LTD. 取締役を退任	2023年3月14日
高松 宗一郎	TAKAMAZ MACHINERY MEXICO, S.A.DE C.V. 取締役を退任	2023年3月14日
徳野 穰	TAKAMAZ MACHINERY EUROPE GmbH 取締役に就任	2023年3月14日
徳野 穰	PT.TAKAMAZ INDONESIA 取締役に就任	2023年3月14日
徳野 穰	TAKAMAZ MACHINERY MEXICO, S.A.DE C.V. 取締役に就任	2023年3月14日
磯部 稔	杭州友嘉高松機械有限公司 董事に就任	2023年3月13日
四十万 尚	TAKAMATSU MACHINERY USA, INC. 取締役に就任	2023年3月15日
四十万 尚	TAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD. 取締役に就任	2023年3月15日
池元 ことみ	株式会社池元 取締役に就任	2022年12月20日

8. 2023年4月1日をもって以下の取締役の地位及び担当に異動がありました。

氏名	新	旧
高松 宗一郎	代表取締役社長	代表取締役社長兼工作機械事業本部長
徳野 穰	専務取締役 工作機械事業本部長	常務取締役 工作機械事業本部 営業本部長兼部品事業部担当
磯部 稔	常務取締役 新分野事業部・部品事業部・杭州友嘉高松機械担当	常務取締役 工作機械事業本部 生産本部長兼産業機械部・新分野事業部・杭州友嘉高松機械担当
村田 俊哉	取締役 工作機械事業本部担当	取締役 工作機械事業本部 生産本部 生産管理部長

9. 当社は執行役員制度を導入しております。2023年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当
唐木 英幹	上席執行役員 工作機械事業本部 副本部長兼海外営業部長
梅田 勝	上席執行役員 工作機械事業本部 副本部長
古屋 孝	執行役員 管理本部 総務人事部長
山野 真	執行役員 工作機械事業本部 技術部長

10. 取締役会のスキル一覧表「スキルマトリックス」は、次のとおりであります。なお、記載の内容は主なものを選択しており、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

	特に期待する経験とスキル							
	企業経営	営業・マーケティング	生産・技術	財務・会計	労務・人事	法務・リスク管理	ダイバーシティ	国際経験
高松 喜与志	●	●				●		●
高松 宗一郎	●	●			●	●		●
徳野 穰	●	●	●			●		●
磯部 稔		●	●			●		●
四十万 尚				●	●	●		
村田 俊哉			●			●		
中西 祐一					●	●		
池元 ことみ	●						●	
高田 英美	●				●		●	

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役並びに当社関連会社の取締役及び監査役(当社からの出向者に限る)であり、既に退任している取締役及び監査役を含みます。また、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、経営諮問委員会の諮問を経て、2022年7月19日開催の取締役会にて「取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定方針」(以下、「決定方針」という)を決議いたしました。

取締役の報酬は、持続的な企業価値の向上をはかるためのインセンティブとして機能する報酬体系とし、報酬に関する事項全般の決定は、社外役員が過半数を占める経営諮問委員会の諮問を必ず経ることで、「透明性」「客観性」「合理性」を確保しております。

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、金銭報酬(基本報酬、業績連動賞与等)及び非金銭報酬(ストック・オプション、譲渡制限付株式等)により構成するものとし、社外取締役の報酬は、その機能、職務を鑑み、基本報酬のみとしております。なお、取締役に対する退職慰労金は支給しないものとしております(第55回定時株主総会にて承認された退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給は除く)。

金銭報酬に関する内容、算定方法等については、経営諮問委員会の諮問を経て代表取締役社長が決定する社内規程にて定めるものとし、非金銭報酬である株式報酬は、中長期的

な企業価値向上に資するために、効果的な活用をはかるものとしております。そのため、取締役の報酬等の構成割合は変動しますが、経営諮問委員会において、当社の経営戦略、外部環境の変化、他社水準等を踏まえた検討を適宜行うものとしております。

なお、決定方針もしくは社内規程に定めのない事項については、代表取締役社長が原案を作成し、経営諮問委員会の諮問を経て取締役会にて審議・決定するものとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第55回定時株主総会決議において年額400百万円以内(うち社外取締役は年額10百万円)と決議されております(使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません)。当該定時株主総会終結時点における取締役の員数は11名(うち社外取締役は2名)であります。

上記の報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第58回定時株主総会決議において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することによって与えられる株式報酬の額を年額40百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点における取締役の員数は9名(社外取締役を除く)であります。

また、これら報酬とは別枠で、2022年6月28日開催の第61回定時株主総会決議において、譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつき、年間4万株以内かつ年額40百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点における取締役の員数は6名(社外取締役を除く)であります。

監査役の金銭報酬の額は、1994年6月30日開催の第33回定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点における監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の具体的内容については、取締役会決議に基づき代表取締役社長高松宗一郎が委任を受けております。その権限の内容は、取締役(社外取締役を除く)に対する賞与の配分、全取締役に対する基本報酬の額及び退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の対象となる退任取締役に対する退職慰労金の額並びに非金銭報酬である株式報酬の個人別割当数のほか、金銭報酬に関する内容、算定方法等の詳細を定める社内規程の改定であり、これら権限を委任した理由は、当社全体の業績を包括的に判断しつつ取締役の評価を行うこと、また、退任取締役の在任中の功績を評価することは、代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるようにするため、役員報酬に関する社内規程を整備するとともに、経営諮問委員会は、原案の妥当性等について審議した結果を答申し、代表取締役社長は、その答申の内容を十分に考慮しなければならないものと定める等の措置を講じております。当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	252 (4)	214 (4)	30 (—)	7 (—)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	14 (3)	14 (3)	—	—	3 (2)

- (注) 1. 業績連動報酬等は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額を記載しております。
 2. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額及び譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度の費用計上額であります。
 3. 上記報酬等の額のほか、2016年6月28日開催の第55回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名に対し、役員退職慰労金49百万円を支給しております。なお、この金額には、過年度の事業報告にて開示した役員退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。

⑤ 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容

業績連動報酬は、短期インセンティブとして、株主との価値共有を目的とし、株主への配当の原資となる単体当期純利益水準を基準に支給総額を決定する業績連動賞与を毎年一定の時期に支給しております。個別支給額については、社内規定に従い代表取締役が行う業績評価と役位に応じて決定しております。

なお、当事業年度における単体当期純利益の実績は、損益計算書に記載のとおりであります。

非金銭報酬である株式報酬は、業績連動型ストック・オプション及び譲渡制限付株式であり、主に中期インセンティブとして、中長期的な視野での企業価値向上に向けた取り組みを促進するとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、効果的な活用をはかっております。

業績連動型ストック・オプションは、中期経営計画の業績目標達成度合い等によって行

使割合が決定し、その内容の概要は、「3. 会社の新株予約権等に関する事項(1) 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

譲渡制限付株式は、その目的や期待する効果を勘案して決定するものとし、個人別割当数や支給時期は、社内取締役に対し、社内規程に定める役位ごとの額を基準に個人別割当数を計算し、株主総会の決議を経た報酬限度額の範囲内で、原則として毎年一定の時期に当社普通株式の発行又は処分を行うものであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役中西祐一氏は、中西祐一法律事務所の代表及び株式会社サンウェルズの社外取締役(監査等委員)であります。当社と同事務所及び同社との間には特別の関係はありません。また、同氏は株式会社北國銀行の社外監査役であります。同行は当社の主要な取引金融機関であります。

取締役池元ことみ氏は、株式会社池元の取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。

取締役高田英美氏は、高田産業株式会社の取締役、株式会社金沢彩の庭ホテルの取締役及び株式会社金沢アドベンチャーズの取締役であります。当社と各社との間には特別の関係はありません。

監査役杖村修司氏は、株式会社北國銀行の代表取締役頭取であり、かつ同行の親会社である株式会社北國フィナンシャルホールディングスの代表取締役社長であります。同行は当社の主要な取引金融機関であります。当社と同社との間には取引はありません。また、同氏は一般社団法人石川県銀行協会の会長であります。当社と同協会との間には特別の関係はありません。

監査役高井和男氏は、高井和男税理士事務所の代表及び公益社団法人松任法人会の事務局長であります。当社と同事務所及び同法人との間には特別の関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外取締役	中西 祐一	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っておりました。
	池元 ことみ	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、主に企業経営や経済団体の要職を歴任して培った知識・見地から適宜発言を行っておりました。
	高田 英美	就任後開催の当事業年度の取締役会12回のすべてに出席し、主に企業経営で培った知識・見地から適宜発言を行っておりました。
社外監査役	杖村 修司	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席し、主に金融機関の経営を通じて培った知識・見地から適宜発言を行っておりました。
	高井 和男	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っておりました。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役中西祐一氏は、弁護士としての専門的な知識、経験等から、会社と経営陣との間の利益相反に対して適切な監督を行ったとともに、会社の業務執行や役員報酬に対する助言、意見などを行い、当社の理論に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行しました。

取締役池元ことみ氏は、企業経営、女性の活躍及び地域振興に関する豊富な知識、経験等から、会社の業務執行や役員報酬に対する助言、意見などを行い、当社の理論に捉われず、企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行しました。

取締役高田英美氏は、現在も複数の企業において経営に携わるなど、企業経営者としての豊富な経験と高い知見を有していることから、豊富な知識、経験等から、会社の業務執行や役員報酬に対する助言、意見などを行い、当社の理論に捉われず、企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行しました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査の状況

当社子会社のTAKAMATSU MACHINERY (THAILAND) CO., LTD.、喜志高松機械(杭州)有限公司、PT.TAKAMAZ INDONESIA、TP MACHINE PARTS CO., LTD. 及びTAKAMATSU MACHINERY VIETNAM CO., LTDは当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(7) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告記載の数値は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,166	流動負債	6,189
現金及び預金	4,108	支払手形及び買掛金	1,174
受取手形	163	電子記録債務	2,949
売掛金	2,708	短期借入金	690
電子記録債権	4,098	リース債務	24
商品及び製品	1,140	未払法人税等	92
仕掛品	1,525	賞与引当金	166
原材料及び貯蔵品	1,172	役員賞与引当金	30
その他	254	製品保証引当金	50
貸倒引当金	△4	営業外電子記録債務	76
固定資産	8,832	その他	933
有形固定資産	7,360	固定負債	910
建物及び構築物	3,991	長期借入金	235
機械装置及び運搬具	763	リース債務	36
工具、器具及び備品	163	退職給付に係る負債	421
土地	2,418	長期未払金	216
リース資産	22	その他	1
建設仮勘定	1	負債合計	7,100
無形固定資産	71	純資産の部	
ソフトウェア	36	株主資本	16,150
リース資産	29	資本金	1,835
その他	4	資本剰余金	1,783
投資その他の資産	1,399	利益剰余金	12,689
投資有価証券	1,290	自己株式	△156
繰延税金資産	55	その他の包括利益累計額	735
その他	87	その他有価証券評価差額金	119
貸倒引当金	△34	為替換算調整勘定	535
資産合計	23,998	退職給付に係る調整累計額	80
		新株予約権	6
		非支配株主持分	5
		純資産合計	16,898
		負債純資産合計	23,998

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	16,675
売上原価	12,531
売上総利益	4,143
販売費及び一般管理費	3,626
営業利益	516
営業外収益	
受取利息	11
受取配当金	8
為替差益	4
再生物売却収入	21
保険解約返戻金	45
その他	23
営業外費用	
支払利息	3
持分法による投資損失	6
保険解約損失	0
その他	0
経常利益	11
特別利益	
取用補償金	89
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	2
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産除却損	64
税金等調整前当期純利益	93
法人税、住民税及び事業税	98
法人税等調整額	59
当期純利益	158
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	489

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,829	流 動 負 債	6,097
現金及び預金	2,610	支払手形	81
受取手形	163	買掛金	1,115
売掛金	2,858	電子記録債権	2,949
電子記録債権	4,098	短期借入金	640
商品及び製品	326	1年内返済予定の長期借入金	50
仕掛品	1,525	リース負債	20
原材料及び貯蔵品	1,088	未払費用	342
前渡金	10	未払法人税等	122
その他	151	未払消費税	80
貸倒引当金	△4	賞与引当金	244
固 定 資 産	9,100	役員賞与引当金	160
有 形 固 定 資 産	7,295	従業員保証引当金	30
建築物	3,799	製品外電記録債権	50
構築物	183	その他	76
機械及び装置	720	固 定 負 債	996
車両運搬具	4	長期借入金	235
工具、器具及び備品	150	リース負債	32
土地	2,418	退職給付引当金	511
リース資産	18	長期未払金	216
建設仮勘定	0	負 債 合 計	7,093
無 形 固 定 資 産	71	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	36	株 主 資 本	14,710
リース資産	29	資本	1,835
その他	4	資本剰余金	1,786
投 資 其 他 の 資 産	1,733	資本準備金	1,776
投資有価証券	421	その他資本剰余金	10
関係会社株式	447	利 益 剰 余 金	11,244
関係会社長期貸付金	796	利益準備金	95
破産更生債権等	33	その他利益剰余金	11,149
繰延税金資産	179	配当準備金	137
その他の他	41	土地圧縮積立金	189
貸倒引当金	△185	固定資産圧縮積立金	0
資 産 合 計	21,930	別途積立金	10,330
		繰越利益剰余金	492
		自 己 株 式	△156
		評価・換算差額等	119
		その他有価証券評価差額金	119
		新 株 予 約 権	6
		純 資 産 合 計	14,836
		負 債 純 資 産 合 計	21,930

損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	15,811
売上原価	12,183
売上総利益	3,628
販売費及び一般管理費	3,234
営業利益	394
営業外収益	0
受取配当金	33
受取解約返戻金	45
その他	55
営業外費用	2
支払保険解約損	0
経常利益	526
特別利益	89
収用補償	1
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	60
貸倒引当金戻入額	0
特別損失	64
固定資産除却損	18
貸倒引当金繰入額	83
税引前当期純利益	596
法人税、住民税及び事業税	64
法人税等調整額	61
当期純利益	470

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

高松機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 眞 弘
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤岡 義 博

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高松機械工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高松機械工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

高松機械工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 眞 弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 藤岡 義 博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高松機械工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

高松機械工業株式会社 監査役会

常勤監査役

成 田 秀 信 ㊟

社外監査役

杖 村 修 司 ㊟

社外監査役

高 井 和 男 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 石川県白山市西新町152番地7
グランドホテル白山2階 グローリーホール TEL(076)274-0001



交通手段

1. JRをご利用の場合 JR西日本「松任駅」下車(南口側)徒歩3分
2. バスをご利用の場合 北鉄バス「松任」経由の路線バスをご利用ください。
「松任」停留所から徒歩2分